

# 短答式試験問題集 [ 民事系科目 ]

[ 民事系科目 ]

[ 第 1 問 ] ( 配点 : 2 )

売主の担保責任に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものはどれか。( 解答欄は、  
[ 1 ] )

1. 担保責任を免除する特約を結ぶことはできるが、その場合も、目的物について売主が自分で第三者のために設定した権利があったときは、売主は、責任を免れない。
2. 目的物に地上権による制限があった場合の担保責任追及には期間制限があるが、抵当権の行使によって買主が権利を失った場合の担保責任追及には期間制限がない。
3. 強制競売も売買であるから、担保責任は通常の売買と同じように課される。
4. 数量指示売買において数量が多すぎた場合、売主は、民法の担保責任の規定の類推適用を根拠として代金増額を請求することはできない。
5. 代金の一部だけを支払った段階で目的物についての隠れた瑕疵が明らかになり、損害賠償請求が認められる場合には、買主は、残代金の支払について、損害賠償との同時履行の抗弁を主張することができる。

[ 第 2 問 ] ( 配点 : 2 )

事務管理に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものを 2 個選びなさい。( 解答欄は、  
[ 2 ], [ 3 ] 順不同 )

1. 隣家の垣根を直して自分の家の防犯も図るという場合にも、他人のためにする意思があると認められる。
2. 車にひかれそうになった人を突き飛ばして助けたが、その人の高価な着物が汚損した場合、着物について損害賠償をする必要はない。
3. 管理者は、自己の財産に対するのと同様の注意をもって管理に当たらなければならない。
4. 台風が来て倒れた隣家の垣根を直したが、隣家はその垣根を近くブロック塀にする予定だったという場合、修理箇所が翌週の別の台風でまた倒壊したときは、修理費用の償還請求はできなくなる。
5. 親が、法律上定められた親の権限に基づいて、法定代理人として子の事務を行う場合にも、事務管理は成立する。

[ 第 3 問 ] ( 配点 : 2 )

使用者責任に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。( 解答欄は、[ 4 ] )

1. 被用者の加害行為が使用者の事業の執行についてされたものであることは、被害者が証明する必要があるが、これはその加害行為が外形からしてあたかも被用者の職務の範囲内とみられる場合を含む。
2. 使用者は、被用者の選任及び監督について相当の注意をしたことを証明した場合、責任を免れる。
3. 使用者は、被用者の加害行為が被用者の職務権限内で適法に行われたものでないこと及び加害行為時に被害者がそのことを知っていたか、知らないことに過失があったことを証明すれば、責任を免れる。
4. 被用者の加害行為に先立って使用者から代理監督者に監督権限が授与されたことを被害者が証明した場合であっても、代理監督者は、被用者の選任及び監督について相当の注意をしたことを証明すれば、責任を免れる。
5. 責任を負った使用者又は代理監督者は、被用者に対して求償し得るが、被用者がこの求償権

を信義則上制限すべきことを基礎付ける事実を証明すれば、この求償権は制限される。

〔第4問〕(配点：2)

代物弁済に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 5 ])

ア. 代物弁済は弁済と異なり法律行為であることは明らかであるが、債務消滅の法律効果は弁済と同一であるから、その証明責任は、債務の消滅を主張する側にある。

イ. 金銭をもってする代物弁済による債務消滅の効果を主張する場合、代物弁済の合意が成立したことのほか、金銭の交付や振込み等の主張立証が必要である。

ウ. 代物弁済として譲渡された土地の所有権の移転の効果を主張する場合、当事者の合意を主張立証すれば足り、対抗要件の具備まで主張立証する必要はない。

エ. 既存の金銭債務に関する約束手形の振出しは、代物弁済と推定される。

オ. 土地をもってする代物弁済による債務消滅の効果を主張する場合、当事者の合意を主張立証すれば足り、対抗要件の具備まで主張立証する必要はない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第5問〕(配点：2)

詐害行為取消権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 6 ])

ア. 離婚に伴う慰謝料支払の合意は、その金額が不当に過大な場合には、相当な範囲を超える部分を詐害行為として取り消すことができる。

イ. 相続放棄は、他の相続人を有利にする場合には、詐害行為取消権の対象となる。

ウ. 不動産の贈与を詐害行為として取り消す場合には、債権者の債権額がその不動産の価額に満たないときであっても、贈与の全部を取り消すことができる。

エ. 詐害行為取消訴訟では、詐害行為をした債務者を被告にすることはできない。

オ. 弁済を受けたことにつき詐害行為取消権を行使された者は、自己の債権に係る按分額の支払を拒むことができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第6問〕(配点：2)

親族関係に関する次のアからエまでの記述のうち、正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 7 ])

ア. 養子は、その養親の実子と婚姻をすることができない。

イ. 夫婦の一方が死亡すれば、生存配偶者の姻族関係は終了する。

ウ. 夫婦の一方は、他方が前婚でもうけた子に対して扶養義務を負うことはない。

エ. 夫婦の一方は、他方の兄弟姉妹の配偶者に対して扶養義務を負うことはない。

1. ア      2. イ      3. ウ      4. エ      5. 正しいものはない

〔第7問〕(配点：2)

代襲相続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 8 ])

- ア. 被相続人Aの子Bの養子Cは、Aの代襲相続人となり得ない。
- イ. 被相続人Aの子Bの子Cは、Aの死亡時に胎児であれば、Aの代襲相続人となる場合がある。
- ウ. 被相続人Aの子Bの子Cは、Aの死亡以前にBが死亡していなくても、Aの代襲相続人となる場合がある。
- エ. 被相続人Aの配偶者Bの子Cは、Aの代襲相続人となり得ない。
- オ. 被相続人Aの父Bの父Cは、Aの代襲相続人となる場合がある。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

〔第8問〕(配点：2)

親子関係をめぐる訴訟に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 9 ])

- ア. 妻は、夫が嫡出否認の訴えを提起せずに死亡した場合には、嫡出否認の訴えを提起することができる。
- イ. 婚姻後200日以内に生まれ嫡出子として届け出られた子の父子関係は、夫が子の出生を知った時から1年を経過しても争うことができる。
- ウ. 認知の訴えは、父の死後も3年間は、検察官を被告として提起することができる。
- エ. 嫡出推定が及んでいる子について、他の男性が認知をすることはできないが、子の側から認知の訴えを提起することはできる。
- オ. 母子関係の存在を争う第三者は、母と子のどちらか一方が死亡した後は、訴えを提起することができない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第9問〕(配点：2)

物権に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は [ 10 ], [ 11 ] 順不同)

- 1. 用益物権は、不動産にのみ成立する。
- 2. 法定の担保物権は存在するが、法定の用益物権は存在しない。
- 3. 対抗要件を備える必要がない物権の場合には、時間的に先に成立した物権が優先する。
- 4. 物権法定主義の要請により、法律に規定された登記や引渡し以外には、物権変動の対抗要件は認められない。
- 5. 法律や判例には、物の集合体に1個の物権を認めるものがある。

〔第10問〕(配点：2)

物権的請求権に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

(解答欄は、[ 12 ])

1. 所有者が占有者に対して占有物の返還を求める場合、原告は、被告の占有が権原に基づかないことを立証する必要はなく、被告が自己に正当な占有権原のあることを立証しなければならない。
2. 物権的請求権は、確定日付のある証書による通知又は承諾を対抗要件として譲渡することができる。
3. 第一順位の抵当権の被担保債権が弁済されて消滅した場合、付従性に基づいて抵当権は当然に消滅するから、第二順位の抵当権者が第一順位の抵当権の登記の抹消を求める必要はなく、その登記の抹消を内容とする物権的請求権は生じない。
4. 建物を所有することによって土地を不法占有している者がいる場合、土地の所有者は建物の所有者を相手に訴えを起こさなければならず、建物の登記名義人がだれかは被告を選ぶ基準とはならない。
5. 抵当権の設定された土地が不法に占有されている場合、抵当権者は、その占有者に対し、抵当権に基づいて妨害の排除を求めることができるばかりでなく、自己に明渡しを求めることもできる。

〔第11問〕(配点：3)

Aは、その所有する甲建物をBに売る契約を結び、代金の一部を受領した。この事例に関する次のアからオまでの問題のうち、Bに所有権が移転しているか否かによって結論が決まるものをすべてあげたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、所有権の移転時期を1点に決めることはできず、所有権の移転時期を論ずることに意味はないとする見解は採らないことを前提とする。(解答欄は、[ 13 ])

- ア. A B間の契約締結前に、Aが甲建物をCに賃貸し、引渡しを終えていた場合、A B間において、BはCに対する賃料をいつから取得することができるか。
- イ. A B間の契約締結後、Bが甲建物について引渡しや移転登記を受ける前にDが不注意で甲建物の一部を壊した場合、BはDに対して修理費相当額の損害賠償を請求することができるか。
- ウ. A B間の契約締結後、Eが甲建物をAから買う契約を結んだ場合、BとEのいずれが最終的に甲建物の所有者となるか。
- エ. A B間の契約締結後、Bが甲建物について引渡しや移転登記を受ける前に地震で甲建物が全壊した場合、Bは残代金をAに支払う必要があるか。
- オ. A B間の契約締結後、Bが甲建物について引渡しや移転登記を受ける前に、A Bのいずれにも無断で甲建物に住み込んだFがいる場合、A自身がFに明渡しを求めているにもかかわらず、BはFに対して甲建物を自己に明け渡すように請求することができるか。

1. ア イ ウ エ      2. ア イ オ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ

〔第12問〕(配点：3)

AがBに対してA所有の甲土地を売る契約を結び、Bが登記名義人となったが、Bの債務不履行を理由にAがこの売買契約を解除した。一方、BはCに甲土地を転売した。債務不履行を理由とする解除により契約が遡及的に消滅とする考え方を直接効果説、将来に向かって失効するにすぎないとする考え方を間接効果説と呼ぶとして、次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 14 ])

ア. 直接効果説によると、Cが解除前に登場した場合、民法第545条第1項ただし書によって解除の遡及効が制限される結果、Cは登記名義を得れば保護される。

イ. 直接効果説によると、Cが解除後に登場した場合、AとCは対抗関係に立つから、Cは登記をしなければAに対抗することができず、Bに登記名義が残っていれば、Aが優先する。

ウ. AがBとの契約を債務不履行による解除ではなく合意解除した場合、どちらの説に立っても、Aは、登記名義を得なければ、甲土地の所有権の復帰をCに対抗することができず、この結論は、Cの登場時期が解除の前後のいずれであっても同じである。

エ. 間接効果説によると、解除の前後を問わず、AとCは対抗関係に立ち、民法第545条第1項ただし書は注意規定としての意味しかない。

オ. 解除前に登場し登記をしたCが、Bとの間の売買契約締結時にBの債務不履行を知っていた場合、間接効果説では、原則としてCが優先するが、直接効果説では、逆にAが優先する。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

(参照条文) 民法

第545条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2, 3 (略)

〔第13問〕(配点：2)

Aは、その所有する甲土地をBに売却したが、その直後に重ねて甲土地をCに売却し、さらにCは直ちにDに転売した。甲土地の登記名義は、A・C・Dの合意に基づき、Aから直接にDに移転された。この事例に関する次の1から4までの記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 15 ])

1. Bから占有者Cに対する所有権に基づく甲土地の明渡請求訴訟において、Bの登記具備がCの対抗要件の抗弁に対する再抗弁であるという考え方を採れば、Cが背信的悪意者であるとする主張は、Bの登記具備に代わる再抗弁と位置付けられる。

2. 背信的悪意者Cにも甲土地の所有権が帰属するという考え方を採れば、AからBとCに二重譲渡があったことをDが知っていても、それだけでは、登記をしていないBは甲土地の所有権取得をDに対抗することができない。

3. 背信的悪意者Cは甲土地の所有権を取得することができないという考え方を採れば、DがAからBとCに二重譲渡があったことを知らずに登記をした場合でも、BはDに甲土地の所有権取得を対抗することができる。

4. Bは、本来、Cと対抗関係に立つから、登記の効力については重大な利害関係を有するところ、Cは対抗要件を備えていないし、AからDへの中間省略登記は無効であるから、Bは、CにもDにも対抗することができる。

〔第14問〕(配点：2)

Aがその所有するギター(以下「甲」という。)をBに貸していたところ、無職のCが金に困ってBから甲を盗み、自分の物だと称して友人のDに売却した。Dは、甲がCの所有物だと過失なく信じて、その引渡しを受けた。この事例についての次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 16 ])

ア. Aは、C D間の売買契約を追認すれば、Dに代金を請求することができる。

イ. 甲を盗まれたのはBであるから、Aは、Dに甲の返還を請求することができない。

ウ. Bは、盗まれた時から2年以内であれば、Dに甲を無償で返還するよう請求することができる。

エ. Cが未成年者で、Cの親権者がC D間の売買契約を取り消せば、たとえDが甲を買い受けてから2年が過ぎていても、Dは、甲の所有権を取得することができない。

オ. Bが盗まれた時から2年間は、Dは、甲の所有権を取得することができない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第15問〕(配点：2)

根抵当権に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[ 17 ])

1. 第一順位の根抵当権者は、後順位の担保権者が目的不動産について申し立てた競売手続が開始しても、競売時期の選択について後順位の担保権者より優先するから、元本を確定させず、競売手続を止めることができる。

2. 根抵当権も元本が確定すれば普通抵当権と同じに扱われるから、被担保債権の利息や損害金のうち根抵当権によって担保される部分は、最後の2年分に限定される。

3. 根抵当権が優先的に弁済を受ける限度は極度額によって定まっており、後順位担保権者や一般債権者は、どのような債権が担保されるのかについては利害関係を有しないから、被担保債権の範囲の限定は、もっぱら抵当権設定者の保護を目的としている。

4. 根抵当権の元本の確定前であっても、弁済期が到来した被担保債権をすべて弁済した第三者は、債務者に対する求償権を確実にするため、根抵当権者に代位して、根抵当権を行使することができる。

5. 元本確定前の根抵当権は、被担保債権とは切り離された極度額の価値支配権であるから、その全部又は一部を譲渡することができるが、債務者や被担保債権も変わり得るから、根抵当権設定者の承諾を得なければならない。

〔第16問〕(配点：3)

甲動産を所有するAが、これをBに売り、さらにBがCに譲渡したが、AがBから代金の支払を受けていない場合の法律関係に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 18])

- ア. Aは、甲動産を占有する場合、Cからの甲動産の引渡請求に対し留置権を行使することができる。
- イ. 甲動産がAからBへ、さらにBからCへ売買により引き渡された場合、Aは、動産売買先取特権の行使として、甲動産を差し押さえることができる。
- ウ. BからCへの甲動産の譲渡が売買に基づくものである場合、Bに対して破産手続開始の決定がされたときであっても、Aは、動産売買先取特権の行使として、BのCに対する代金債権を差し押さえることができる。
- エ. A・B間の売買契約において、甲動産の所有権はBがAに代金を完済した時にBへ移転する旨が定められていた場合、Aは、甲動産をBがCに転売することに協力していたときであっても、Bに代金を支払って甲動産の引渡しを受けたCに対し、所有権に基づき甲動産の返還を請求することができる。
- オ. BからCへの譲渡がCの有する債権を担保するためのものである場合、甲動産がAからBに現実に引き渡され、さらにBからCに占有改定がされたときは、Aは、動産売買先取特権の行使として、甲動産を差し押さえることができない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第17問〕(配点：2)

甲土地の所有権を主張するAに対し、pという時点から長い期間にわたり同土地を占有してきたBが、訴訟において20年の時効による所有権の取得を主張する場合、時効の援用の意思表示のほかに、次のアからカまでの事実のうち、民法の規定及び判例を考慮してBが主張立証しなければならないものをすべて組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 19])

- ア. p時点においてBが甲土地を占有していたこと。
- イ. p時点から20年後のq時点においてBが甲土地を占有していたこと。
- ウ. p時点から、その20年後のq時点まで、Bが甲土地を継続して占有したこと。
- エ. p時点における甲土地の所有者がAであったこと。
- オ. p時点におけるBの占有が自主占有であったこと。
- カ. p時点におけるBの占有が平穩かつ公然のものであったこと。

1. ア イ      2. ア イ エ      3. ウ オ カ      4. ア イ オ カ  
5. ウ エ オ カ

〔第18問〕(配点：2)

AがBに土地を賃貸し、Bが同土地上に建物を建築して所有する場合において、AがCに同土地を譲渡したときの法律関係に関する次の1から4までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は、[ 20])

- 1. Bは、建物の所有権の登記をしているが土地の賃貸借の登記はしていなかった。この場合、Cが所有権移転登記を経ないときは、Bは、Cに対し賃料支払を拒むことができる。
- 2. Bは、建物の所有権の登記をしているが土地の賃貸借の登記はしていなかった。この場合、所有権移転登記を経たCのBに対する建物収去土地明渡請求は認められる。
- 3. Bが土地の賃貸借の登記と建物の所有権の登記のいずれもしていなかったが、Cは、Bの賃借人としての土地利用を知っており、借地権の存在を前提とする低廉な価格で土地を買い、所有権移転登記を経た。この場合、CのBに対する建物収去土地明渡請求は認められる。



4. Bは、土地の賃貸借の登記と建物の所有権の登記のいずれもしていなかったが、建物の登記記録に表題部所有者として登記されていた。この場合、CのBに対する建物収去土地明渡請求は認められる。

〔第19問〕(配点：2)

AのBに対する金銭債権を担保するために、BがCに賃貸している建物を目的とする抵当権が設定された場合におけるAの物上代位権の行使に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 21 ])

ア. Bの一般債権者DがBのCに対する賃料債権を差し押さえた後にAのための抵当権設定登記がされた場合、Aは、同じ賃料債権を差し押さえて優先弁済を受けることができる。

イ. Aのために抵当権設定登記がされた後にCに対する賃料債権がBからEに譲渡されてその第三者対抗要件が具備された場合、Aは、同じ賃料債権を差し押さえて優先弁済を受けることができる。

ウ. Aのために抵当権設定登記がされた後にBの一般債権者FがCに対する既発生の賃料債権を差し押さえ、その債権をFに転付する旨の命令が効力を生じた場合、Aは、同じ賃料債権を差し押さえて優先弁済を受けることができる。

エ. Aのために抵当権設定登記がされるより前にCがBに対して金銭を貸し付けていた場合、Aが賃料債権を差し押さえたときは、Cは、その貸金債権の弁済期が差押え後に到来するものであっても、当該貸金債権と賃料債権との相殺をもってAに対抗することができる。

オ. Bの承諾を得てCがGに建物を転貸した場合、Aは、建物の賃貸借により生ずる果実であるCのGに対する賃料の債権を差し押さえることができる。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

〔第20問〕(配点：2)

成年後見制度に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 22 ], [ 23 ] 順不同)

1. 成年被後見人が建物の贈与を受けた場合、成年被後見人は、当該贈与契約を取り消すことができない。

2. 成年被後見人が日常生活に関する行為以外の法律行為を行った場合、あらかじめ当該法律行為について成年後見人の同意を得ていたときでも、成年被後見人は、当該法律行為を取り消すことができる。

3. 未成年後見人が選任されている未成年者については、後見開始の審判をして成年後見人を付することはできない。

4. 被保佐人が、貸金返還請求の訴えを提起するには保佐人の同意を要するが、被保佐人を被告として提起された貸金返還請求訴訟に応訴するには保佐人の同意は要しない。

5. 任意後見契約が登記されている場合に後見開始の審判をすることができるのは、本人の利益のために特に必要があると裁判所が認めるときに限られる。

〔第21問〕(配点：2)

消滅時効に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は〔24〕,〔25〕順不同)

1. AのBに対する売買代金債権について時効期間が経過した後、Bが当該代金債務を承認した場合であっても、その債務を被担保債権とする抵当権を設定した物上保証人Cは、その債務について消滅時効を援用することができる。
2. AのBに対する債権について、連帯保証人Cが時効期間の経過前にAに対して承認したときは、時効中断の効力は主債務者Bに対しても及ぶ。
3. 商行為によって生じた債権で履行遅滞になったものについて、債務者が分割弁済をする旨の民事調停が成立したときは、当該債権の時効期間は10年となる。
4. 時効の完成後に、そのことに気付かないで債務を弁済した債務者は、債権者に対して、弁済金を不当利得として返還請求することができる。
5. AがBから土地を買い受け、所有権移転登記をしないまま20年が経過してから、AがBに対して所有権に基づき移転登記手続を請求した場合、Bは、その登記請求権の消滅時効を援用することができる。

〔第22問〕(配点：2)

AがBに対して100万円の甲借入金債務と200万円の乙借入金債務を負っている場合における弁済充当に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は,〔26〕)

1. 両債務とも利息付きの場合、Aは、Bに対して50万円を支払うと同時に、これを乙債務の元本の弁済に充当することを指定することができる。
2. AがBに100万円を支払ったが、弁済の充当指定をしなかったので、Bが受領の時にこれを甲債務の弁済に充当する旨をAに告げた場合、Aは、直ちに異議を述べて、乙債務の弁済に充当することを指定することができる。
3. 両債務とも無利息であり、甲債務の弁済期が到来しており、乙債務の弁済期が未到来の場合、Aは、Bに100万円を支払うと同時に、これを乙債務の弁済に充当することを指定することができる。
4. 甲債務の弁済期が到来し、乙債務の弁済期が未到来の場合、AがBに150万円を支払ったが、A Bともに弁済の充当指定をしなかったときは、甲債務が無利息、乙債務が利息付きであれば、150万円全額が乙債務の弁済に充当される。
5. 両債務とも無利息で弁済期の定めがないが、甲債務が乙債務より先に成立した場合、AがBに150万円を支払ったが、A Bともに弁済の充当指定をしなかったときは、50万円が甲債務の弁済に、100万円が乙債務の弁済に充当される。

〔第23問〕(配点：3)

第三者のためにする契約に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は,〔27〕)

- ア. Aが宝石をBに売り、その代金をBがCに支払うとの契約を締結し、Cが受益の意思表示をした場合、BがAの詐欺を理由にこの契約を取り消しても、CがAの詐欺について善意無過失であるときは、Bは、詐欺取消しをCに対抗することはできない。
- イ. Aが宝石をBに売り、その代金をBがCに支払うとの契約を締結し、Cが受益の意思表示をした場合、Aが宝石をBに引き渡したが、Bが代金をCに支払わないときは、CはBに対して代金を自己に支払うよう請求することができるが、AもBに対して代金をCに支払うよう請求することができる。
- ウ. Aが宝石をBに売り、代金は、AがDと連帯してCに対して負っている借入金債務を弁済す

るため、BがCに支払うとの契約を締結した場合、既にDがCに対する債務を弁済していたときは、Cが受益の意思表示をした後であっても、Aは、Bとの契約を合意解除することができる。

エ. Aが宝石をBに売り、代金の支払に代えて、BがCに対して有する債権を放棄するとの契約を締結した場合、判例によると、Cが受益の意思表示をすれば、BのCに対する債務免除の意思表示を要せずに、Cの債務は消滅する。

オ. Aが自動車をBから買い、その自動車をBからCに引き渡すとの契約を締結した場合、Cが引渡しを受けた当該自動車に隠れた瑕疵があったときは、Cは、A B間の売買契約を解除することができる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第24問〕(配点：2)

不動産賃貸借に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 28 ])

ア. 期間を3年間とする事務所用貸室の賃貸借契約において、賃貸人又は借借人は期間中いつでも2か月前の予告により契約を解約することができるとの条項がある場合でも、賃貸人は、正当の事由の有無にかかわらず、この条項に従って契約を解約することはできない。

イ. 建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約において、期間の定めがないときは、賃貸人は、正当の事由があれば、借借人に1年前に解約申入れをすることにより、契約を終了させることができる。

ウ. 前妻Bとの間に既に独立した子CがいるAが、アパートを賃借して内縁の妻Dとともに居住していたが死亡した場合、同アパートの借借人の権利義務はDが承継する。

エ. 土地の賃貸人が借地契約の更新拒絶をするためには、正当の事由がなければならぬほか、契約期間の満了の1年前から6か月前までの間に借借人に対して更新をしない旨の通知をしなければならない。

オ. 正当の事由の有無にかかわらず契約の更新がないこととする建物賃貸借契約の類型も認められている。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第25問〕(配点：2)

表見代理についての民法の規定に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 29 ])

ア. 代理権消滅後の表見代理の規定は、法定代理に適用することはできない。

イ. 権限外の行為の表見代理の規定は、本人から一定の代理権を授与された者が本人自身であると称して権限外の法律行為をした場合に類推適用することができる。

ウ. 権限外の行為の表見代理の規定は、公法上の行為を委託された場合であっても、それが私法上の契約による義務の履行のためのものであるときは、適用することができる。

エ. 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その他人が代理権を与えられていないことを当該第三者が知り又は過失により知らなかったことを証明して、表見代理の責任を免れることができる。

オ. 権限外の行為の表見代理の規定は、自己の利益を図るためにその権限を行使した場合にも適用することができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第26問〕(配点：2)

共有物の法律関係に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 30 ])

1. A Bが甲建物を持分各2分の1の割合で共有していた場合、Aが死亡して相続人も特別縁故者もないときは、甲建物の所有権はBに帰属する。
2. A BがC所有の土地上に建物を共有してその土地の所有権を侵害している場合、Cが建物収去土地明渡の訴えを提起するときは、A B双方を被告とする必要がある。
3. A Bが共有する土地について、その土地上に建物を所有して土地の占有を侵害するCに対し建物収去土地明渡を求める訴えを提起する場合、Aは、単独で当該訴えを提起することができる。
4. A Bが持分各2分の1の割合で共有している建物を目的とする使用貸借契約について、Aは、単独でこれを解除することはできない。
5. A Bが共有している建物の管理費用をAが立て替えた場合、Aは、Bからその共有持分を譲り受けたCに対し、当該立替金の支払を請求することができる。

〔第27問〕(配点：2)

債務の弁済に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 31 ])

- ア. 弁済を受領した者は、弁済した者に対し受取証書を交付する義務があるが、その交付は、弁済と同時履行の関係に立つ。
- イ. 売主が、売買目的物の引渡しの提供をした上、相当期間を定めて代金の支払を催告した場合、催告期間の経過後、解除権行使前に、買主から弁済の提供を受けたとしても、売主は、これを拒絶して解除権を行使することができる。
- ウ. 持参債務の債権者が履行期前に遠方に転居した場合、目的物の運送費は債務者の負担となる。
- エ. 売買契約の履行期に買主が履行場所に代金を持参すれば、売主が来なかったために代金を支払うことができなくても、現実の提供があったと認められる。
- オ. 特定物の引渡しを目的とする債務が履行不能によって損害賠償債務に変わった場合、債権者の現在の住所において弁済しなければならない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第28問〕(配点：2)

保証に関する次の1から4までの記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[ 32 ])

1. 連帯保証契約は書面によらなければ効力を生じないが、単純保証契約であれば書面によらなくても効力を生じる。
2. 継続的売買契約により生じる代金債務を主たる債務とする根保証契約がされた場合、主たる債務の元本、主たる債務に関する違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、極度額を定めなければ、根保証契約の効力は生じない。
3. 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行を申し立て、その手続の開始決定がされた場合、貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、その申立ての時に確定する。
4. 貸金債務を主たる債務とする根保証契約で個人が保証人のものについて、元本の確定期日を契約締結の日から4年を経過した日と定めた場合、元本確定期日は3年を経過した日とされる。

〔第29問〕(配点：2)

XがYに対し履行遅滞に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。この場合の主張立証に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 33 ], [ 34 ] 順不同)

1. 履行期にYが債務の履行をしなかったことをXが主張立証する必要はないとの見解に立つ場合、履行期に債務の履行をしたとのYの主張は、Xの主張に対する否認となる。
2. 債務の履行は可能であることが常態であるから、履行遅滞に基づく損害賠償請求訴訟では、履行期に履行が可能であったことをXが主張立証する必要はなく、履行期に履行不能であったことをYが主張立証しなければならない。
3. 売買代金の履行遅滞に基づく損害賠償請求において、同時履行の抗弁権が存在することが遅滞の違法性を阻却するとの見解に立つ場合、Xが請求原因事実として自己の債務の履行又は履行の提供を主張立証しなければならない。
4. 貸金債権の履行遅滞に基づく損害賠償請求において、Yは、履行遅滞が自己の責めに帰すべき事由に基づかないことを主張立証したときは、その責任を免れる。
5. Xが、売買代金の履行遅滞に基づき履行期の翌日から年5分の割合による損害賠償を求める場合、損害の発生とその数額を主張立証する必要はない。

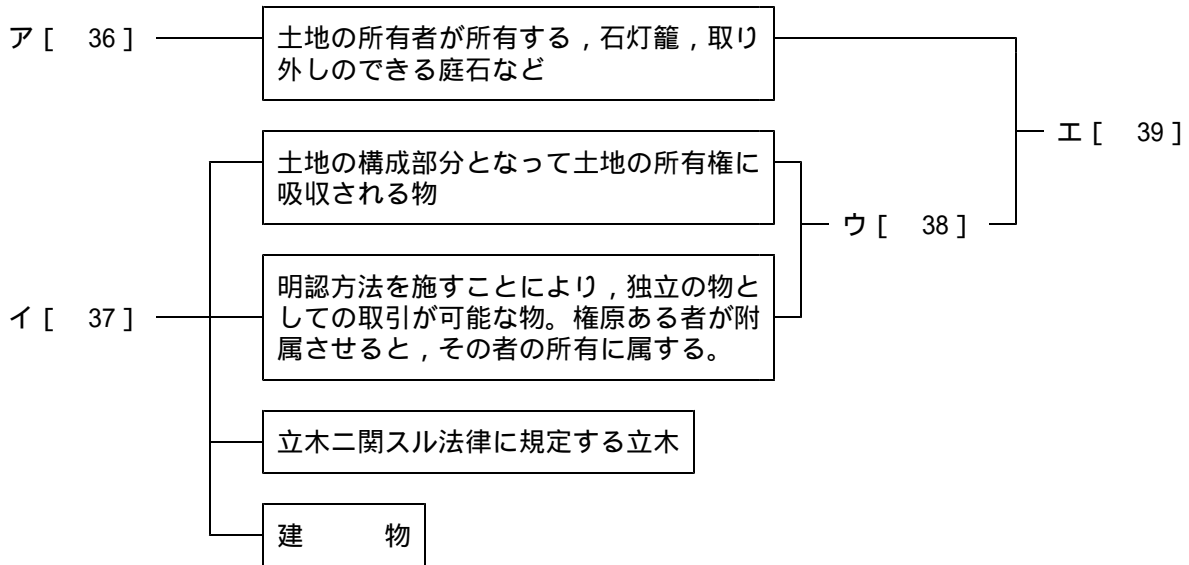
〔第30問〕(配点：2)

AがBに対し金銭債権甲の支払を求める訴えを提起したところ、Bは、Aに対する別の金銭債権乙をもって対当額で相殺する旨の抗弁を主張した。この場合に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 35 ])

1. 乙が貸金債権である場合、弁済期の合意を消費貸借契約の成立の要件と考える見解に立つと、BがAに対して相殺の抗弁を主張するためには、貸金債権乙の弁済期の合意の存在を主張立証する必要がある。
2. Bの相殺の抗弁は、金銭債権甲の元本に対する抗弁となるだけでなく、相殺適状を生じた後の金銭債権甲の利息及び遅延損害金に対する抗弁にもなる。
3. 金銭債権甲が不法行為に基づく損害賠償請求権である場合には、Bの相殺の抗弁は主張自体失当となる。
4. Bは、口頭弁論期日において相殺の意思表示をした場合、相殺の意思表示をしたことを立証する必要はない。
5. Bが相殺の意思表示に条件を付したことをAが再抗弁で主張しても、主張自体失当となる。

〔第31問〕(配点：2)

次の図のアからエまでには、後記1から4までのいずれかの用語が入る。アからエまでにそれぞれ入るべき用語を選びなさい。(解答欄は、アからエの順に〔36〕から〔39〕)



1. 定着物
2. 従物
3. 不動産に従として付合した物
4. 不動産に付加して一体となっている物

〔第32問〕(配点：2)

無効又は取消しに関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、〔40〕)

1. 被保佐人がした行為で取り消すことができるものについて、保佐開始の原因が消滅していない状況において、被保佐人がこれを取り消した場合、当該行為は遡及的に無効となる。
2. 所有権に基づく土地明渡請求訴訟において、被告は、原告の所有権取得行為が原告の錯誤によって無効であることを主張立証すれば、請求棄却判決を得ることができる。
3. 詐欺による意思表示をした者が、相手方から、1か月以上の期間を定めて、その期間内に当該意思表示を追認するかどうかを確答すべき旨の催告を受けた場合、その期間内に確答を發しないときは、その行為を追認したものとみなされる。
4. 仮装の売買契約の売主に対して金銭債権を有する者が善意で売買代金債権を差し押さえて取立訴訟を提起した場合、仮装の買主は、売買契約が虚偽表示であることを証明すれば、請求棄却判決を得ることができる。
5. 強迫を受けてした動産売買契約を取り消した売主は、取消し前に買主から当該動産を善意かつ無過失で買い受けた者に対して、所有権に基づいて、当該動産の返還を求めることができる。

〔第33問〕(配点：2)

無権代理と相続に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、〔41〕,〔42〕順不同)

1. 無権代理人が本人の地位を単独相続した場合、本人が追認を拒絶した後に死亡したときでも、無権代理行為は有効になる。
2. 無権代理人が本人の地位を共同相続した場合、他の共同相続人のだれかが追認をすることに反対すれば、無権代理行為は有効にならない。
3. 本人は、無権代理人の地位を単独相続した場合、無権代理行為の追認を拒絶することができる。

る。

4. 本人は、無権代理人の地位を単独相続した場合、無権代理人の相手方に対する責任を承継する。
5. 無権代理人の地位を相続した後に本人の地位をも相続した第三者は、無権代理行為の追認を拒絶することができる。

〔第34問〕(配点：3)

Aが1億円の財産を残して死亡した。Aには、離婚した前妻Bとの間に子CとDが、その後再婚した妻Eとの間に子FとGがいた。Fには2000万円の寄与分があり、また、Aは、死亡する2年前にCに対して生計の資本として1000万円を贈与し、Gに1000万円の遺贈をした。この事例における関係者の具体的相続分の額を記載した次の1から5までのうち、正しいものはどれか。

(解答欄は、[ 43 ])

1. Cが 0円、Dが2000万円、Eが4000万円、Fが4000万円、Gが 0円
2. Cが 0円、Dが1500万円、Eが4000万円、Fが3500万円、Gが1000万円
3. Cが 125万円、Dが1125万円、Eが4500万円、Fが3125万円、Gが 125万円
4. Cが 250万円、Dが1250万円、Eが5000万円、Fが3250万円、Gが 250万円
5. Cが1125万円、Dが1125万円、Eが4500万円、Fが3125万円、Gが 125万円

〔第35問〕(配点：2)

親権・監護権に関する次のアからエまでの記述のうち、誤っているものをすべて組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 44 ])

ア. 嫡出でない子は、親権を行使する親の氏を称する。

イ. 協議離婚に際して、夫婦の間に子がある場合には、親権者のほかに監護権者を定めなければならない。

ウ. 父母は、その協議により、嫡出でない子について、一方が親権を、他方が監護権を行使すると定めることができる。

エ. 養子縁組に際して、養子となる者が15歳未満である場合において監護権者があるときは、親権者の承諾のほかに監護権者の同意が必要である。

1. ア イ      2. ア イ ウ      3. ア ウ エ      4. イ エ      5. ウ エ

〔第36問〕(配点：2)

商号に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 45 ])

ア. 個人商人の営業1個については、商号は1個に限られる。

イ. 商人は、その商号を登記しなければならない。

ウ. 会社でない者は、その商号中に「合名会社」という文字を用いることはできない。

エ. 名板貸しの事実を取引の相手方が知っていたときは、名板貸人の責任は生じない。

オ. 営業を譲り受けた商人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務について、譲り受けた財産を限度として、弁済責任を負う。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第37問〕(配点：2)

支配人とその登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 46 ])

- ア. 商人が支配人を解任したにもかかわらずその旨の登記をしていない場合、解任を知らなかった第三者との関係では、当該商人は、解任の事実を対抗することができない。
- イ. 判例の趣旨に照らせば、商人が支配人を解任し、その旨の登記をした後は、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときでない限り、当該商人は善意の第三者に対しても解任を対抗することができ、解任された支配人が支配人と称して当該商人をなおも代理して第三者と契約を締結したとしても表見代理が成立する余地はない。
- ウ. 商人が支店の使用人であって支配人でないものに支配人の肩書を付与した場合、その者が支配人であると善意かつ無過失で信頼して契約を締結した第三者に対しては、当該商人は、契約の無効を主張することができない。
- エ. 商人が支店の使用人であって支配人でないものに支配人の肩書を付与したとしても、当該商人がその者について支配人に選任した旨の登記をしない限りは、当該使用人が表見支配人に当たることはない。
- オ. 商人が支配人を選任したが、その旨の登記をしていない場合において、その支配人が当該商人のために第三者と契約を締結したときは、当該商人は、当該選任の事実を知らない第三者に対して契約が有効であることを主張することはできない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第38問〕(配点：2)

会社法が採用している次の1から5までの規律のうち、株主保護を目的とするものでないものはどれか。(解答欄は、[ 47 ])

- 1. 定款には、事業目的を記載し、又は記録しなければならない。
- 2. 取締役の会社に対する責任を免除するには、原則として総株主の同意を要する。
- 3. 会社が種類株式を発行するには、定款で、株式の内容など一定の事項を定めることを要する。
- 4. 純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができない。
- 5. 取締役会設置会社の取締役が自己又は第三者のために会社と取引をしようとするときは、取締役会の承認を要する。

〔第39問〕(配点：2)

株式会社の設立に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 48 ])

- 1. 株式会社が発行することのできる株式の総数は、会社成立時までには定款に定めておかなければならない。
- 2. 発起人であると発起人以外の株式引受人であるとを問わず、それらの者が株主となるのは、その払込みをした時である。
- 3. 現物出資財産が不動産であるときは、価額の相当性に関する弁護士の証明と不動産鑑定士の鑑定評価があれば、検査役の調査は不要である。
- 4. 現物出資財産の価額の相当性について証明をした弁護士は、無過失であったことを証明すれば、不足額のでん補責任を免れる。
- 5. 判例によれば、定款に定めのない財産引受けは、たとえ会社成立後、株主総会が特別決議をもってこれを承認しても、有効にはならない。



〔第40問〕(配点：2)

株主又は株式に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 49 ])

ア. 判例によれば、株式会社は、株主名簿名義書換未了の株式譲受人を株主として扱うことができる。

イ. 株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益を供与したときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し財産上の利益の供与をしたものとみなされる。

ウ. 株券を発行している会社における株式の譲渡は、株主名簿の書換えをしなければ、第三者に対抗することができない。

エ. 株式に係る株券を発行するには、その旨を定款に定めなければならない。

オ. 取締役会設置会社においては、株式の分割は、取締役会の決議によって行うことができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第41問〕(配点：2)

株式又は持分の譲渡に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 50 ])

ア. 合名会社の社員は、定款に別段の定めがない限り、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分を他人に譲渡することができない。

イ. 合資会社における業務を執行しない有限責任社員は、定款に別段の定めがない限り、業務を執行する社員の全員の承諾があれば、その持分を他人に譲渡することができる。

ウ. 株式の発行後に定款を変更して当該株式について譲渡を禁止する定めを設けようとするときは、当該株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

エ. 株式の譲渡による取得について、株主以外の者が取得することについてのみ会社の承認を要する旨を定款で定めることができる。

オ. 株式の譲渡による取得について、取締役会設置会社では、取締役会ではなく株主総会の承認を要する旨を定款に定めることはできない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第42問〕(配点：2)

自己株式に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 51 ])

ア. 株式会社が自社の発行した株式を取得したときは、相当の時期にその有する自己株式を消却し、又は処分しなければならない。

イ. 株式会社は、その保有する自己株式について、議決権を有しない。

ウ. 株式会社が株式の分割をするときは、その保有する自己株式の数も当該分割の割合に応じて増加する。

エ. 株式会社は、定款に定めがあるときは、その保有する自己株式について、剰余金の配当をすることができる。

オ. 甲株式会社を存続会社、乙株式会社を消滅会社とする吸収合併をする場合においては、甲株式会社は、その有する乙株式会社の株式についても自社の株式を割り当てることができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第43問〕(配点：2)

次の1から5までの記述のうち、株主総会に出席することができる代理人の範囲を株主に限る旨の定款の定め効力に関する判例の考え方に対する批判としてふさわしいものはどれか。(解答欄は、[ 52 ])

1. 代理人として議場へ入場させるかどうかについて会社側が恣意的な取扱いをした場合でも、決議の効力を争えなくなる点で、不合理である。
2. 同日に株主総会が開催される複数の会社の株主となっている法人株主が、株主でない自社の従業員を代理人として総会に出席させることができない点で、不便である。
3. 単元株制度を採用しても株主管理コストの削減につながらず、不経済である。
4. 総会当日の受付担当者が判断に窮する場合があります、不安定である。
5. 総会をかく乱するおそれのある者が議場に入りやすくなる点で、不健全である。

〔第44問〕(配点：2)

株式会社の取締役に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 53 ])

1. 会社法上の公開会社においては、定款の定めによっても、取締役の資格を株主に限定することができない。
2. 株主総会における取締役の選任決議の定足数は、定款の定めによっても、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1を下回することはできない。
3. 株式会社は、定款において定めれば、株主からの請求があっても、取締役の選任の場合の累積投票を行わないことができる。
4. 株式会社は、破産手続開始の決定を受け、復権していない者を取締役として選任することができる。
5. 株主総会が取締役の解任決議をするには、正当な理由が必要である。

〔第45問〕(配点：2)

取締役会設置会社における代表取締役の代表行為に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 54 ])

- ア. 取締役会において代表取締役の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- イ. 会社法の規定に基づき取締役会の決議を経なければならないにもかかわらず、これを経ないで代表取締役が会社を代表して第三者と契約を締結した場合であっても、代表権に加えた内部的制限に反するにすぎず、第三者が善意であれば、その契約は有効となる。
- ウ. 代表取締役が自己の利益を図る目的で会社を代表して第三者と契約をした場合には、客観的にはその行為は代表権の範囲内にあるので、当該第三者が代表取締役の目的を知っていたとしても、その契約は有効である。
- エ. 代表取締役が会社から買い受けた不動産を第三者に転売した場合において、当該第三者が当該会社と代表取締役との間の売買契約について取締役会の承認を受けていないことを知っていたことを会社が証明したときは、当該第三者は、当該不動産を有効に取得することができない。
- オ. 取締役全員の任期が満了したが、会社の内紛で株主総会が開催できず取締役の選任決議ができない場合には、従前の代表取締役は、依然として会社を代表する権限を有する。
1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第46問〕(配点：2)

監査役設置会社の取締役又は監査役の報酬に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[ 55 ])

1. 判例によれば、取締役の退職慰労金については、定款又は株主総会決議で取締役に対する支給額の総額を定めることを要する。
2. 判例によれば、使用人兼務取締役については、取締役として受ける報酬に関する事項のみを株主総会で決議するのでは足りず、使用人分給与についても株主総会で決議することを要する。
3. 判例によれば、各取締役の報酬額が具体的に定められた場合、株主総会決議をもってしても、当該取締役の同意なくその報酬額を減額することはできない。
4. 監査役報酬について、株主総会決議では、監査役ごとに報酬額を定めることなく監査役全員に支給する総額のみを定め、各監査役に対する具体的配分は、取締役会の決定に委ねることができる。
5. 低賃料での取締役への社宅の提供は、会社財産を社外に流出させるものではないから、定款又は株主総会決議で定める必要はない。

〔第47問〕(配点：2)

資本金に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 56 ])

- ア. 株式会社の資本金の額は、定款で定める必要はない。  
イ. 設立に際して株主となる者が払い込んだ金額は、その全額を資本金としなければならない。  
ウ. 株式会社が保有する自己株式を処分した場合には、処分の対価の額だけ資本金が増加する。  
エ. 株式会社が資本金の額を減少する場合には、会社債権者に異議を述べる機会を与えなければならない。  
オ. 株式会社が株式分割又は株式併合をしても、資本金の額は変わらない。
1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第48問〕(配点：2)

株式会社の組織再編に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 57 ])

1. 吸収合併においては、吸収合併消滅会社の債務は当然に吸収合併存続会社に承継されるが、事業譲渡においては、譲渡会社が債権者の承諾を得て譲受会社に免責的債務引受けをさせない限り、譲渡会社の債務は存続する。
2. 事業譲渡において、譲渡会社の事業の一部を譲り受ける場合には、譲受会社においては、株主総会の決議を必要としない。
3. 吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行の請求ができない吸収分割株式会社の債権者は、吸収分割株式会社に対し、吸収分割について異議を述べることができる。
4. 株式交換をする場合、株式交換完全子会社となる会社の債権者は、株式交換について異議を述べることができる。
5. 株式交換においては、いずれの当事会社の反対株主も、会社法所定の手続に従って、自己が株主である会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

〔第49問〕(配点：2)

株主総会決議取消しの訴えに関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 58 ])

1. 取締役会設置会社の代表取締役が取締役会決議に基づかないで株主総会を招集し、決議がされた場合には、株主は、株主総会決議取消しの訴えを提起することができる。
2. 株主は、他の株主に対する招集手続の瑕疵を理由として、株主総会決議取消しの訴えを提起することができない。
3. 株主総会が定款で定める取締役の員数を超える取締役を選任する決議をした場合には、株主は、株主総会決議取消しの訴えを提起することができる。
4. 株主総会において、招集通知に記載されていない議題について決議がされた場合には、株主は、株主総会決議取消しの訴えを提起することができる。
5. 会社の提案する議題に関して、株主が法定の行使期限までに会社に対し適法に議案を提案したにもかかわらず、会社がその要領を招集通知に記載又は記録しないまま、株主総会決議がされた場合には、株主は、株主総会決議取消しの訴えを提起することができる。

〔第50問〕(配点：2)

株主総会決議に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 59 ])

- ア. 取締役を選任する株主総会決議が不存在の場合に、当該取締役によって構成される取締役会で選任された代表取締役が、その取締役会の招集決定に基づいて株主総会を招集しても、その株主総会での決議は、いわゆる全員出席総会にあたるなどといった特段の事情がない限り、不存在である。
- イ. 取締役選任の株主総会決議取消訴訟が係属中、その決議に基づき選任された取締役が任期満了により退任し、その後の株主総会の決議によって取締役が新たに選任された場合には、特段の事情がない限り、決議取消しの訴えは、訴えの利益を欠く。
- ウ. 株主総会決議取消訴訟において、株主総会招集の手続又はその決議の方法に性質、程度から見て重大な瑕疵がある場合であっても、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められるときは、裁判所は、決議取消請求を棄却することができる。
- エ. 株主総会決議取消しの訴えは、決議の日から3か月以内に提起しなければならず、期間経過後に新たな取消事由を追加して主張することはできない。
- オ. 株主以外の者に新株を有利発行する旨の株主総会決議取消訴訟の係属中に、その決議に基づきその第三者に新株が発行されても、決議取消しの訴えの利益は失われない。
1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第51問〕(配点：2)

会社でない者の行為に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 60 ])

1. 電器部品の製造・販売業者が製品を販売する行為は、商行為である。
2. 旅館業を営む者が無償で客を送迎することを引き受ける行為は、商行為である。
3. 結婚の媒介を引き受ける行為は、営業としてするときは、商行為となる。
4. 貸金業者による貸付行為は、営業としてするときは、商行為となる。
5. 商人が従業員を雇い入れる行為は、商行為である。

〔第52問〕(配点：2)

商行為に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 61 ])

1. 商人間の売買において、その性質上、特定の日時までには履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約を解除したものとみなされる。
2. 商人である対話者の間において契約の申込みを受けた者が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失う。
3. 商行為の委任による代理権は、本人の死亡によっては、消滅しない。
4. 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しないときは、その申込みを拒絶したものとみなされる。
5. 商人がその営業の範囲内において他人のために金銭の立替えをしたときは、当該商人は、当該他人に対して立替えの日以後の商事法定利率による利息を請求することができる。

〔第53問〕(配点：2)

約束手形の裏書に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 62 ])

1. 裏書の連続の有無は、ある裏書の被裏書人欄の記載とその直後の裏書の裏書人欄の記載とを比較対照して判断する。
2. 裏書の連続がある場合には、最終の所持人は手形の適法な所持人と推定される。
3. 判例によれば、裏書の被裏書人欄の記載のみの抹消がされた場合には、その裏書は白地式裏書となる。
4. 手形は法律上当然の指図証券であるから、裏書によらない手形の譲渡は無効である。
5. 裏書人として署名して手形を譲渡する者は、適法な手形所持人に対する裏書人としての担保責任を負わない旨の裏書をすることができる。

〔第54問〕(配点：2)

手形・小切手に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は [ 63 ])

1. 小切手面上に2本の平行線が引かれ、線内に何も書かれていないときは、小切手の支払人は、支払人の取引先に対してのみ支払うことができる。
2. 確定日払の約束手形の満期として記載されている日の翌日にされた裏書は、指名債権譲渡の効力のみを有する。
3. 利息文句の付された約束手形は、無効である。
4. 約束手形の所持人は、その振出人に対して裏書譲渡することができる。
5. 手形所持人は、手形行為の無権代理人に対して手形上の責任を追及することはできない。

〔第55問〕(配点：2)

XがYに対して貸金の返還を求める訴えを地方裁判所に提起する場合に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 64 ], [ 65 ] 順不同)

1. Yが未成年者である場合、Yの親権者であるA及びBは、訴訟法上も法定代理人となり、共同して代理権を行う。
2. 未成年者Yの親権者であるA及びBが死亡したが未成年後見人がいない場合、Xは、未成年後見人が選任された後でなければ、Yに対する訴えを提起することができない。
3. Xは、裁判所の許可を得て、Xの未成年の子Cを、訴訟代理人とすることができる。
4. Xが、弁護士のD及びEを訴訟代理人に選任した場合、D及びEは各自Xを代理する。
5. X Y間の契約締結時にたまたまXと一緒にいたXの未成年の子F(当時13歳)は、証人となることができない。

〔第56問〕(配点：2)

訴訟外において当事者間に成立した合意に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 66 ], [ 67 ] 順不同)

1. 甲請求についてはA裁判所の、乙請求についてはB裁判所の専属管轄に属する旨の合意がされている場合、原告はA裁判所に提起した一の訴えで甲乙両請求につき審判を求めることはできない。
2. 訴えの取下げの合意が成立したにもかかわらず、原告が訴えを取り下げない場合、判例によれば、原告は権利保護の利益を喪失したものとみることができるから、訴えは却下される。
3. 一定の事実を認め争わない旨の合意は、不適法で効力を認められない。
4. 一定の証拠から特定の事実を認定しなければならないとする旨の合意は、不適法で効力を認められない。
5. 第一審終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意が成立した場合、当該合意により控訴権が消滅するので、控訴が提起されてもその控訴は不適法である。

〔第57問〕(配点：4)

甲土地は、もともとAが所有していた。Xは、Aの唯一の相続人として、甲土地の所有権を相続により取得したと主張しているが、YはAから、ZはXから、それぞれ甲土地を買い受けたと主張している。この事例に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 68 ], [ 69 ] 順不同)

1. 甲土地につきAからYに所有権移転登記がされているので、XはYに対して甲土地の所有権の確認と移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起したとする。この場合、Zは、Yに対しては所有権の確認とAからYへの所有権移転登記の抹消登記手続を求め、Xに対しては所有権の確認と相続登記をした上での所有権移転登記手続を求めて、X Y間の訴訟に独立当事者参加をすることができるので、これに代わる別訴を提起することは許されない。
2. Zが上記1の独立当事者参加をした場合、YがAから甲土地を購入した事実をXが自白しても、Zがその事実を争っている限り、Zに対して自白の効力が及ばないのみならず、Xに対しても自白としての効力は認められない。
3. 甲土地につき、AからX、XからZへと所有権移転登記がされているので、Yは、X及びZを共同被告として、Xに対しては所有権移転登記手続を求め、Zに対しては所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起したとする。この訴訟において、YがAから甲土地を購入した事実をXが自白しても、Zがその事実を争っている限り、Zに対して自白の効力が及ばないのみならず、Xに対しても自白としての効力は認められない。
4. 上記3の訴訟において、Yから同時審判の申出があっても、裁判所は、相当と認めるときは、弁論及び裁判を分離してすることができる。
5. Yは、上記3の訴えを提起するに当たり、Zに対する所有権移転登記抹消登記請求権を被保全権利として、甲土地について、仮差押命令の申立てをすることができる。

〔第58問〕(配点：3)

判決等の効力に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 70 ], [ 71 ] 順不同)

1. XのYに対する所有権に基づく特定物の引渡請求訴訟において、Xに所有権があると認定して、Xの請求を認容する判決が確定した後、YがXに対して同一物の所有権確認の訴えを提起した。この場合、Yの後訴請求に前訴判決の既判力が及び、後訴請求は退けられる。
2. 約束手形の所持人Xが、手形の振出人であるY会社に対し、振出日欄白地のまま手形金を請

求する訴えを提起し、請求棄却の判決が確定した後、Xが白地部分を補充して、再度Yに対し手形金を請求する訴えを提起した。この場合、Xの後訴請求は、既判力によって妨げられることはない。

3. XのYに対する1000万円の貸金返還請求訴訟において、Yが限定承認の抗弁を主張し、相続財産の限度で支払えとの判決が確定した後、XがYに相続財産の一部の隠匿があったとして、改めて責任限定のない判決を求めて、同一の訴えを提起した。この場合、Xの後訴請求には前訴判決の効力は及ばない。
4. XがY会社に対して有する金銭債権についてその支払を命ずる判決が確定した後、当該債務の支払を免れるためZ会社が設立された。これが法人格濫用に当たる場合、法人格否認の法理により、Y会社の有する債務をZ会社が履行する義務を負うとしても、Y会社の受けた判決の既判力がZ会社に及ぶことはない。
5. XのYに対する所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟において、訴訟上の和解により、Yは建物を収去し、敷地である土地を明け渡すべき義務を負うとされた。その後、Yから当該建物を借り受け、その建物の敷地である土地を占有するZには、Zが和解調書の存在を知っていたか否かにかかわらず、当該調書の執行力が及ぶ。

〔第59問〕(配点：2)

次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 72 ])

- ア. 準備的口頭弁論においては、いわゆる電話会議システムの方法を利用することはできない。
- イ. 弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日において行う。
- ウ. 弁論準備手続において、文書の証拠調べをすることはできない。
- エ. 書面による準備手続においては、いわゆる電話会議システムの方法を利用することはできない。
- オ. 進行協議期日において、証拠調べと争点との関係の確認の協議を行った後に、新たな攻撃防御方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対して、その協議前に提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第60問〕(配点：2)

文書に関する次のアからオまでの記述うち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 73 ])

- ア. 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が、挙証者の利益のために作成されたか否かを判断するために必要があると認めるときには、いわゆるインカメラ手続を実施することができる。
- イ. 作成名義人による署名がある私文書は、押印がなくても、法律上、真正に成立したものと推定される。
- ウ. 私文書に作成名義人の印章による印影がある場合、その印影は、法律上、作成名義人の意思に基づいて顕出されたものと推定される。
- エ. 裁判所は、契約書が真正に成立したことが認められたときは、作成名義人が当該契約書に記載されたとおりの契約締結の意思表示をしたことを認めることができる。
- オ. 証拠保全も証拠調べであることに変わりはなく、裁判所は、文書の検証に応じない文書の所持者に対し、検証物提示命令を出すことができる。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ

〔第61問〕(配点：2)

判決に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 74 ])

- ア. 被告が口頭弁論期日に欠席し、原告の主張事実を何ら争わない場合でも、裁判所は、判決原本を作成しなければ、請求認容判決を言い渡すことはできない。
- イ. 被告が口頭弁論期日に欠席した場合において、裁判所が、審理の現状及び当事者の訴訟進行の状況を考慮して相当と認めるときには、出頭した原告の申出がなくても、終局判決をすることができる。
- ウ. 建物収去土地明渡請求訴訟の係属中に、原告が土地所有権についての中間確認の訴えを提起し、原告の請求をいずれも認容する判決がされた場合には、被告は控訴して、この判決のうち建物収去土地明渡請求についての部分のみならず、所有権確認請求についての部分に対しても不服を申し立てることができる。
- エ. 甲建物及び乙建物の明渡しを求める訴訟で、先に裁判をするのに熟した甲建物の明渡請求について弁論を分離してされた請求棄却判決に対しては、独立して上訴することはできない。
- オ. 貸金の返還を命ずる仮執行宣言付判決に対して控訴がされた場合、その判決に基づいて第一審原告が貸金の弁済を受けていたとしても、控訴裁判所は、当該弁済の事実を考慮して、第一審原告の貸金返還請求権が消滅したと判断してはならない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第62問〕(配点：2)

金銭債権の数量の一部請求訴訟に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は、[ 75 ])

- 1. 明示的一部請求訴訟においては債権全部についての審判が必要とされるので、一部請求部分が棄却された場合には、残額請求は既判力に反し許されない。
- 2. 明示的一部請求訴訟においては債権全部についての審判が必要とされるので、時効の中断効は債権全部について生じる。
- 3. 明示的一部請求訴訟において、被告が相殺の抗弁を提出した場合は、一部請求額から反対債権の全額を控除し、控除後の残額があるときはその残額を算定して請求認容額を決めるべきである。
- 4. 明示的一部請求訴訟において過失相殺がされるべき場合、債権の全額を認定した上で、その全額から過失割合による減額をし、減額後の残額が請求額を超えなければこの残額を認容し、その残額が請求額を超えるときは請求の全額を認容する判決をするべきである。
- 5. 明示的一部請求の訴えを提起した者が、訴求した債権の残額部分を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、重複する訴えの禁止の趣旨に照らして許されない。



〔第63問〕(配点：2)

民事訴訟の控訴審に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[ 76 ])

1. 第一審判決が同一当事者間の数個の請求についてされた1個の判決である場合、その中の一つの請求についてだけ控訴の申立てがあっても、全請求について確定遮断及び移審の効力が生じる。
2. 控訴裁判所は、第一審で提出された資料と控訴審で提出された資料を基礎として、不服申立ての限度で独自に事実認定を行い、審理の結果と第一審判決とを比較する形で、不服の可否を審理する。
3. 攻撃防御方法の提出が時機に後れたかどうかは、第一審及び控訴審を通じて判断されるため、控訴審の第1回期日に提出されても、時機に後れたものとして却下されることがある。
4. 判例によれば、控訴審において訴えの交換的変更があった場合、新訴については控訴裁判所が事実上第一審裁判所として裁判するのであるから、新訴についての判決の結論が第一審判決の主文と全く同一となっても、控訴棄却の裁判をすべきではない。
5. 主位的請求を認容した判決に対して控訴がされ、控訴裁判所が主位的請求に理由がないと判断した場合に、予備的請求について判断をすることは、相手方の同意がない限り、許されない。

〔第64問〕(配点：2)

訴訟上の和解に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 77 ])

- ア. 訴えの利益を欠く訴訟においてした訴訟上の和解は、無効である。
- イ. 当事者双方が裁判所に出頭して合意をする方法以外の方法によっては、訴訟上の和解は成立しない。
- ウ. 訴訟代理人が訴訟上の和解をするには、特別の委任を受けることを要する。
- エ. 被告が訴訟物に関する原告の主張をすべて認めるが、訴訟費用については当事者の各自の負担とする旨の訴訟上の和解をすることは可能である。
- オ. 訴訟上の和解の内容となった私法上の契約が解除された場合、判例によれば、同一の請求の訴えを改めて提起することはできない。
1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

〔第65問〕(配点：2)

次の1から4までの記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[ 78 ])

1. 外国の法規を適用すべき事件であっても、裁判所は、当事者が当該外国法の内容及び解釈を立証しない限り、これを適用することができない。
2. 裁判官が他の事件を担当した結果たまたま知っている事実は、当事者が立証しない限り、判決の基礎とすることができない。
3. 当事者が本人尋問の際に自己に不利な事実を認める旨を陳述したとしても、裁判上の自白とはならない。
4. 当事者が裁判所に文書を提出して証拠申出をした後に当該証拠申出が不適法として却下されたとしても、当該文書の記載内容は、弁論の全趣旨として判決の基礎となり得る。

〔第66問〕(配点：2)

A、B及びCは、甲土地を3名で共有している(以下、A、B及びCを「Aら3名」という。)この事案に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[ 79])

- ア. Aら3名がYに対して、甲土地がAら3名の共有であることの確認を求める訴えを提起した場合において、Aが訴えを取り下げるとの書面を裁判所に提出し、Yがこれに同意したときは、裁判所は、B及びCの訴えを不合法として却下しなければならない。
- イ. 上記アのAら3名の訴えが提起された場合において、Aのみが口頭弁論期日に出頭していたときは、Yは、準備書面に記載していない事実を主張することができない。
- ウ. 上記アのAら3名の訴えが提起された場合において、Aについて訴訟手続の中断の原因があるときは、B及びCについても、中断の効力が生じる。
- エ. 上記アのAら3名の訴えが提起された場合において、裁判所がA及びB並びにYのみを名宛人とする一部判決をしたときは、Cは、この判決に対して、控訴をすることができる。
- オ. A及びBのみが原告となり、Yに対して、甲土地がAら3名の共有であることの確認を求める訴えを提起した場合は、口頭弁論の終結前にCがこの訴訟に共同訴訟人として参加することは許されず、裁判所は、訴えを不合法として却下しなければならない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第67問〕(配点：2)

訴訟行為に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 80],[ 81]順不同)

- 1. 反訴を提起することができるのは、事実審の口頭弁論の終結に至るまでである。
- 2. 請求の放棄は、上告審においてはすることはできない。
- 3. 中間確認の訴えは、上告審においては提起することができない。
- 4. 訴訟上の和解は、上告審においてもすることができる。
- 5. 同時審判の申出は、第一審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

〔第68問〕(配点：2)

次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[ 82],[ 83]順不同)

- 1. 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて、当事者が必要な釈明をしない場合、裁判所は、その攻撃又は防御の方法を却下することができる。
- 2. 事件が弁論準備手続に付された場合、当事者が故意又は重大な過失により弁論準備手続の終結までに提出しなかった攻撃又は防御の方法は、口頭弁論において提出することができない。
- 3. 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 4. 文書の所持者である第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する文書提出命令を申し立てた当事者の主張を真実と認めることができる。
- 5. 当事者が、相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させたときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

〔第69問〕(配点：2)

Aは、Bに対して、貸金の返還を求める訴えを提起していたが、訴訟が第一審に係属している間に死亡した。Aの相続人は、同人の子であるC及びDの二人である。この事案に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。なお、1から4までの記述においては、Aは、訴訟代

理人を選任していなかったものとする。(解答欄は,[ 84])

1. 裁判所がAの死亡の事実を知ったときは,裁判所は,職権で,訴訟手続を中断する旨の決定をしなければならない。
2. Cは,Aの死亡後,相続の放棄をすることができる間であっても,単独で訴訟手続を受け継ぐことができる。
3. C及びDが訴訟手続の適法な受継の申立てをしたときは,その申立てをした時に,Bとの関係でも,中断は解消する。
4. 上記3の申立てがあった場合,訴訟手続の中断中に裁判所がした訴訟行為について,中断解消後にC,D及びBが責問権を放棄したときは,その訴訟行為は有効となる。
5. Aが訴訟代理人を選任していたときは,裁判所が判決の言渡しをした時に訴訟手続が中断する。

[第70問](配点:2)

Aは,Bに対し,金銭債権(以下「甲債権」という。)を有している。この事例に関する次の1から4までの記述のうち,判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は,[ 85],[ 86]順不同)

1. Bが,甲債権の存否につきA,B間に争いがあるとして,Aに対して甲債権に係る債務の不存在の確認を求める訴えを提起した場合,当該訴えが提起された時点で,甲債権の消滅時効は中断する。
2. Aが動産の上に甲債権を担保するための留置権を有しており,Bからの当該動産の引渡請求訴訟においてAが留置権の抗弁を主張した場合でも,その後に甲債権の消滅時効期間が経過すれば,Bは,当該訴訟において,同債権の時効消滅を主張することができる。
3. AがBに対して甲債権以外の債権に基づいて訴えを提起した後,甲債権に基づく金銭の支払請求を追加する旨の請求の変更を行ったときは,請求の変更の書面が裁判所に提出された時に,甲債権の消滅時効は中断する。
4. AのBに対する甲債権に基づく金銭の支払請求訴訟が二重に係属し,別個に審理されていた場合において,その後,その口頭弁論が併合され,前訴を維持する必要がなくなったとして,Aが前訴を取り下げ,後訴を進行するときは,前訴の提起によって生じた甲債権の消滅時効の中断の効果は消滅しない。

[第71問](配点:2)

次の1から5までの記述のうち,正しいものを2個選びなさい。(解答欄は,[ 87],[ 88]順不同)

1. 数個の請求についての審判を求める一の訴えを提起するには,その請求の基礎が同一でなければならない。
2. 裁判所が口頭弁論の併合決定をした場合,その決定に不服がある当事者は,即時抗告をすることができる。
3. 離婚の請求と,その離婚請求の原因である事実によって生じた損害の賠償請求とは,家庭裁判所に対する一の訴えであることができる。
4. 物の引渡しを求める請求とその執行不能の場合に備えてその物の価格相当額の支払を求める請求(以下「代償請求」という。)を一の訴えとした場合において,裁判所は,代償請求に法律上の根拠がないと判断したときは,代償請求について判決をする必要はない。
5. 同一の株式会社につき,その設立の無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは,その弁論及び裁判は,併合してしなければならない。

短答式試験問題集 [ 民事系科目 ] 正誤表

ページ	23
該当箇所	第60問 問題文(1行目)
誤	次のアからオまでの記述 <u>うち</u> ，
正	次のアからオまでの記述 <u>の</u> うち，